

令和4年開成町議会4月第2回随時会議 会議録（第1号）

令和4年4月19日（木曜日）

○議事日程

令和4年4月19日（木） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第24号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 3・議案第25号 工事請負契約書の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事（債務））

日程第 4・議案第26号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第2号）

日程第 5・議案第27号 訴えの提起について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 湯川洋治	12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	参事（兼） 企画政策課長	田中栄之
参事（兼） 総務課長	中戸川進二	財務課長	高橋清一
総合窓口課長	土井直美	福祉介護課長	奥津亮一
参事（兼） 子育て健康課長	小宮好徳	区画整理担当課長	井上昇
産業振興課長	熊澤勝己	参事（兼） 環境上下水道課長	井上新
参事（兼） 学校教育課長	岩本浩二		

○議会事務局

事 務 局 長 遠 藤 直 紀 書

記 佐 藤 久 子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年4月第2回随時会議を開催いたします。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

4月第2回随時会議の議事日程（案）につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、4月第2回随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本随時会議においては新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用と、着座での発言を許可しております。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、7番、井上三史議員、8番、山本研一議員の両名を指名します。

日程第2 議案第24号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地方税法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改正したいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、説明させていただきます。

本年2月に、国民健康保険料の賦課限度額を3万円引き上げるための国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されました。これを受け、3月31日付で地方税法施行令の一部を改正する省令が公布され、4月1日に施行されました。これに伴い、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を提出させていただ

くものです。

今回の改正による限度額の引上げは、高所得層に応分の負担を求め、負担感が重いとされる中間所得層の保険税負担をできる限り緩和するというものでございます。限度額は段階的に引上げされており、令和4年度の限度額は基礎賦課分を2万円引き上げ、63万円から65万円。後期高齢者支援分を1万円引き上げて、19万円から20万円。介護納付金分は据置きのまま17万円で、合計102万円としています。

次に、本改正による本町の被保険者への影響について触れさせていただきます。まず、限度額の引上げによる影響ですが、国保世帯数3,021世帯のうち改正前の限度額超過世帯数は40世帯、改正後は34世帯となる見込みです。保険税への影響は、およそ73万円の増となる見込みでございます。

それでは、議案を御覧ください。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第2条第2項が先ほど説明いたしました限度額の規定であり、63万円から65万円に、第3項で19万円から20万円に引き上げることによる改正でございます。

次に、24条につきましても63万円から65万円に、19万円から20万円にそれぞれ改正いたします。

附則でございます。施行期日は、公布の日から施行いたします。

経過措置といたしまして、改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第24号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。よろしいですか。それでは採決を締め切

ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第25号 工事請負契約書の締結について (令和3年度文命中学校大規模改修工事 (債務)) を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長 (府川裕一)

提案理由。令和3年度文命中学校大規模改修工事 (債務) の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

よろしく申し上げます。

○議長 (吉田敏郎)

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長 (岩本浩二)

それでは、令和3年度文命中学校大規模改修工事 (債務) の請負契約締結につきまして、御説明を申し上げます。

契約の目的につきましては、令和3年度文命中学校大規模改修工事 (債務) となります。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約。

契約金額は、1億8,977万2,000円。

契約の相手方は、山王建設株式会社。

工期は、議会議決の日から令和5年2月28日までとなります。

2ページ目をお願いいたします。事業概要書となります。

工事概要につきましては、内部改修工事といたしまして、各教室の床・壁・天井の塗装。2つ目といたしまして各棟各階、廊下、階段の床の改修、併せて廊下、階段室、壁・天井の塗装などを実施いたします。

また、2つ目といたしましてトイレ改修工事、トイレの洋式化に加えまして、体育館の男子、女子トイレを全面改修いたします。

そのほか、LED照明器具設置工事及び屋上高置水槽更新工事を実施いたします。

3ページ目をお願いいたします。令和3年度文命中学校大規模改修工事 (債務) 公募型プロポーザル審査結果でございます。

公募型プロポーザルの審査結果につきましては、1社の参加表明がございましたので、対象の事業者による中学校における授業・部活等の教育活動と、工事の両立に対する技術提案。また、生徒・教職員の安全対策。安全で効率的な工事計画などにつきまして、プレゼンテーションを実施していただきました。審査委員からの質

疑応答等を経て、本町の要求水準に達しているものと判断がございましたので、資料のとおり決定をされたものでございます。

今回の契約につきまして、御審議をいただいた後、契約締結が決まりましたら速やかに契約者と工事の進め方や工程等につきまして調整等を開始いたしまして、授業や部活動の影響を最小限とするよう、最善策を練っていきたいと考えてございます。

当初予算をお認めいただいた際にもございましたとおり、今後の工事の進捗状況などにつきましては、議会の皆様に適宜御報告を差し上げたいと考えてございます。

なお、図面のほうが参考資料としてついてございますが、そちらのほうはお目通しをいただければと思います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第25号 工事請負契約書の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事（債務））、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押しください。ボタンの押し忘れはございませんですね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第26号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

まずちょっと説明に入る前に、議案書の1点、訂正をお願いしたいところがございます。申し訳ございません。

ページについては11ページになります。11ページの説明欄、中段付近でございます。あしがり郷瀬戸屋敷運営事業費のところの、瀬戸屋敷洗い出しの工事です、こちらについて「出」の次に「し」を追加していただく形をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。瀬戸屋敷洗い出し土間補修工事費という形でございます。

ます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第26号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）について、御説明します。

では、4ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入になります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額3,696万円です。

次に、5ページを御覧ください。

歳出になります。3款民生費、1項社会福祉費から13款予備費1項予備費までの補正額の計3,696万円です。

歳入歳出ともに3,696万円を増額補正いたしまして、合計額は67億2,579万7,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の詳細を、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明します。10ページを御覧ください。

2、歳入です。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,696万円でございます。この交付金は新型コロナウイルス感染症拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済など、地方創生を図るため、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう創設された交付金でございます。歳出側では、キャッシュレス決済ポイント還元事業、新型コロナウイルスの対策事業に充当するものでございます。

続いて、11ページを御覧ください。

3、歳出です。

#### ○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、歳出になります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費123万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス陽性者について、保健所などの指示によりまして自宅療養、または自主療養を行っている方に対し、食料品と日常生活用品の支給を行うもので、補助率は10分の10でございます。

#### ○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、12節委託料及び18節の負担金、補助金及び交付金、補正額は3,050万円。説明欄の中で、キャッシュレス決済ポイント還元事業としまして、町内店舗におけるキャッシュレス決済を行った消費者に対して、決算金の一部をポイント還元するキャンペーンを実施することによりまして、町内の中小企業の消費喚起を図る事業という形になります。委託料としましてはキャッシュレス決済ポイントの還元業務委託として550万円、キャッシュレス決済ポイントの還元の事業の補助金として2,500万円を補正するものでございます。

その下の3目観光費、12節委託料及び14節工事請負費152万4,000円の増額補正です。説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷運営管理事業。まず1点、交流拠点

施設排水管清掃業務委託13万4,000円、交流拠点施設冷蔵・冷凍庫修繕工事40万2,000円、その下の交流拠点施設ソフトクリームサーバー修繕工事費76万8,000円につきましては、3月の23日に交流拠点で使われておりました冷蔵庫の使用ができなくなったということで至急確認したところ、冷蔵庫の冷凍する機械のところの配管がさびて、冷凍ガスがなくなってしまうという状況が発見されました。原因としましては、排水管から出てくるガスの中で管をさびさせる成分が入っていたということで、製造メーカーのほうからの確認ということをしました。その後、4月12日につきましても、ソフトクリームの機械がやはり使えなくなったというところで、状況としては冷蔵庫と同じ状況で機械の使われている管の一部がさびていって、そちらのところで機械が使えなくなったということが発生しました。

また、4月の5日につきましては、こちらにつきましては瀬戸屋敷の敷地内にありますカフェハッコと言われているところのコンクリートの洗い出しの部分が、植栽の根っこによりまして大分浮き上がってしまっているということが発見されまして、そちらのほうの確認をさせていただきました。

それぞれの工事費につきましては記載のとおりでございますけれども、瀬戸屋敷の指定管理者の中の契約の中で、1件10万円以下のものにつきましては、指定管理者の者が保証するという事になっておりますけれども、今回それぞれの事業につきましては10万を超える修繕工事費になりますので、今回補正をして修繕をしたいというものでございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、園・学校トイレ蛇口自動水栓化工事費523万円でございます。

こちらは園児・児童・生徒が安心して園・学校生活を送るため、園舎・校舎のトイレの水栓を自動化し、感染症対策の強化を図るものです。設置台数につきましては、全体で94か所、内訳といたしまして、幼稚園13か所、開成小学校44か所、開成南小学校10か所、文命中学校27か所となります。

なお、南小学校につきましては、子ども用・教職員用トイレに自動水栓が設置済みのため、体育館トイレ5か所、また、外トイレ5か所の計10か所に設置をする予定となっております。

○財務課長（高橋清一）

資料については12ページになります。13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を152万4,000円の減額により調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

11ページになるのでしょうか。瀬戸屋敷の交流拠点の冷蔵庫・冷凍庫、ソフトクリームサーバー修繕費ということで、先ほどの説明だと全て理解し切れなかったんですが、本体がいけないというよりも、その排水管のところからガスがあり、それによって中がさびてガスが出てしまったというふうに受け取ったんですけども、まだこの交流拠点はオープンして1年半しかたっていない状況でして、その排水管のガスがちょっと分からないんですが、そのところもう少し詳細に説明いただけないでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

武井議員の御質問にお答えします。

まず1点、冷蔵庫とソフトクリームのサーバーにつきましては、まずさびが発生した場所につきまして、冷媒の排水に使われている導管がさびて穴が開いてしまったということが今回の故障箇所になります。原因につきましては、現在冷蔵庫とソフトクリームサーバーのところの排水管のところですが、そちらのところで、まず1点原因として考えられるのは、ソフトクリームを清掃したときに流れ出したソフトクリームの油分が排水管の中にたまってしまって、その中で、そういうさびさせるガスという、硫化水素系のガスが出てしまったのではないかとというようなメーカーのほうの御回答でありました。

そのために、実際、交流拠点につきましては、たしか令和2年の9月にオープンをしました。冷蔵庫等につきましては令和元年度の設置ということで、設置してから令和2年度にソフトクリームの試しとかそういうもので運用していたんですけども、実際多く使用したのは令和2年9月のオープンからということになっていまして、その間でそういう排管の中にソフトクリームの清掃したところの残がたまってしまった可能性があるということで、原因としては考えられているということでございます。そして、そちらの中で、排水管のところに普通は臭気防止という形の中で上がらないような形になっている状況でしたけども、そちらの中で臭気を止めるキャップ等が設置されていなかったということで、理由を聞いた中では至急の防止策としてはテープを巻いてガスが上に上がらないような対応はさせていただいたんですけども、そちらの中で時間が少しずれた形でソフトクリームのほうもやはり壊れてしまったという状況でございます。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

そうしますと、冷蔵庫・ソフトクリームの本体というよりも、そこから下の床下につながっている排管のところの設計施工に問題があったと。もちろん、どこに行っても日本全国ソフトクリームなんか作っているところたくさんあるわけであって、当然ソフトクリームの隣には冷蔵庫・冷凍庫があるわけですから、その全てのがそういうふうな僅か1年半、2年のところでそういうさびて、また100万円以上のお金がかかるということは多分ないと思いますので、なってしまったものはしょうがないとは言っても、そこは今後こういったことがないようにきちっとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

今のところの関係で、私も質問させていただきます。私も同じような疑問をちょっと抱いたんですけども、今の答弁の中で、キャップをしていなかったのが原因がというような答弁ございましたけども、この辺のキャップをしていないというのがこの施工業者さんの瑕疵といいますか、ちょっとその辺確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

佐々木議員の御質問にお答えします。

キャップをしていなかったというところにつきましては、施工業者のほうとも確認を取ったところ、役場の当初そこで冷蔵庫等を設置したときには、その排管につきましては冷蔵庫、またソフトクリーム等での結露・霜防止、霜が取れたときの排水だけを流すというような話で聞いていたために、そういうキャップをしていなかったというふうに、施工業者のほうからは回答を受けております。

○議長（吉田敏郎）

それだけでいいですか。

○産業振興課長（熊澤勝己）

では補足のほうで、そちらのほうで結露したときの排水という中では、一般的にはそういう蓋をしませんよというような、施工業者からの回答を受けております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

すみません、ちょっと私がいまいち理解できませんで、これ結局はその施工管理

者さんのほうなのか、管理している側のちょっとそういう間違いというかそういうところなのか、ちょっとその辺確認させていただきたいと思います。

もし、施工業者さんのほうだったら、これ補償とかそういうのがないのか、ちょっと併せてその辺もお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

では佐々木議員の御質問にお答えします。

施工につきましては、施工業者のほうは工事関係、私のほうも再度確認して、工事写真等でちゃんと排水管の中の勾配が取れている、また設計どおりという中で施工がされているというふうに確認は取っております。

ただ、1点の中では、当初施工業者さんのほうとしては、今言ったとおり、冷蔵庫等の結露とか霜防止で流れた排水しか流さないという当初の役場のほうの説明の中でキャップをしていなかったと。ですから、ソフトクリーム等の接続というものは、当初その管にはしないというような、するという設定はなかったという中で、そういう施工をしていなかったというところなので、町のほうの指示不足のほうは1つあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

はい、分かりました。

それでちょっと、今後の話ですけども、今後この対応をしたところで、さっき同僚議員が言われたように心配事がある中で、今回この対応をすればその後のこういう問題というのは発生しなくなるというような理解でよろしいのか、ちょっとその辺確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

佐々木議員の御質問にお答えします。

まず、こちらのほうの冷蔵庫とソフトクリームサーバーの修理に合わせて、排水管の清掃というところで、今たまっている、排水管の中にある油種分をきれいに洗い流すという部分が、今回させていただきたいというふうに考えております。今後の対応としましては、まずそちらの排水管、今後のソフトクリームのサーバーを使うとなると、1週間に1回清掃をしているというところで、その中で今までは水で流して排水管に流していたものを、最後にお湯を使った中で、まずそちらのほうの油種分がつかないように、指定管理のほうで作業するというところは、1点あります。そちらのところで、油種分がつかないようにことを実施するということと、先

ほど武井議員の質問の中でもありましたように、排水管のところにそういうガスが万が一発生しても、室内のほうに上がらないような形の中で、今回全てそういう防止のものをつけるという形で、今施工を考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

9番、石田史行議員、どうぞ。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。

同じく11ページのキャッシュレス決済ポイント還元事業費につきまして、伺いたいと思います。先ほどの説明では、中小店舗の消費喚起が狙いだということで、併せて言うならば、町内のDXを推進していくという意味で、大変意味のある事業であろうかと思えますけれども、具体的に伺いたいんですけども、事業内容ですね、具体的に中小店舗ということですけども、どの程度の店舗を想定されているのかということと、あと先般プレミアム商品券を出されましたけど、いわゆるプレミアム率というんですか、還元率ですね、具体的にその辺りをお示しいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

石田議員の御質問にお答えします。

まず店舗につきましては、プレミアム商品券、「元気いっぱいあじさいちゃん商品券」で、参加していただきました店舗につきましては65店舗あります。そちらのほうは、一応応募した中でのお店という形になっておりますので、今回キャッシュレス決済になりますと、現在もう使われているお店等もありますので、そちら以上のお店、100件近くのお店が使われるのではないかというふうに想定をしております。

また、還元率ですけども、現段階では約30%の還元率ということで想定をしております。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行です。

分かりました。

キャッシュレス決済と一概に言いましても、いろいろな、様々な決済事業者があるかと思うんですけども、特定のところになるのか、それともある程度の幅を持った事業者さんに対応するような形にするのかということと、それから中小店舗では、いまだにやっぱり現金決済のところが多いと思うんですね。そういうところをキャ

キャッシュレス決済の対応のレジにしていくには相当お金かかると思うんですが、その辺のケアというものもしっかりなされていくのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

まずキャッシュレス決済につきましては、今考えているのは3月31日時点で、町内で導入店舗が多い、そういう企業さんをまず選んでいきたいというふうに考えております。あと、そちらのほうで今考えていますけれども、その後要望等あった場合には、ほかの電子決済をされている企業さん2社ぐらいの追加ということは検討していきたいと考えております。

あと1点、お店のほうの対応ですけれども、こちらにつきましては、今足柄上商工会、また開成町商工振興会、また飲食店組合と相談等をさせていただいております、この事業を行う中で。その中で、いろいろ要望あった場合には、やはり足柄上商工会のほうに、そういうお店に対する補助等の計画の実施をお願いしていますので、またそちらの中からもいろいろな要望が上がってくる中で、町としても対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

9番、石田議員、どうぞ。

○9番（石田史行）

9番、石田史行です。

分かりましたというか、取りあえず決済事業者については、特定の業者の名前を出せないのと言えないですけど、別に取りあえず1事業者対応で始めて、それで順々に増やしていくというようなお話だったかと思うんですけども、あまりその特定のだけですとその事業の決済をしている消費者さんは使えますけど、それ以外の消費者の方というのは使えなくなってしまうので、ちょっと使い勝手が悪くなるので、できるだけ、決済事業者たくさんありますけども、できるだけ幅広く対応できるようなキャッシュレス決済を推進していくような仕組みづくりというのを考えていただきたいと思いますけども、その辺の具体的なお話をいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

石田議員の御質問にお答えします。

まず、すみません、先ほどの質問の中で私のほうで2、3社程度というようなお話をさせていただきましたけど、想定としましては3月31日時点での町でも導入

の多い企業の、2社程度という形で今想定しております。その後に、もしポイント還元の執行残等があれば、さらに追加した企業というところを検討していきたいというふうに考えております。

それで、回答ですけれども、そのほかのということになりますけれども、やはり契約をした中で事業を進めていく中で、それぞれ取り扱う電子決済、いろいろありますので、全部をとというわけにはなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

いいです。4回目ですけれども、どうぞ。

石田議員。

○9番（石田史行）

いいことだと思いますので、やっていただきたいと思うんですが、あんまり特定のところに集中しないように、決済業者が、できるだけ多様性ですか、そういった展開をしていただきたいなど。要するに、消費者にとっての使い勝手が悪いと、せっかくの取組が無駄になりますから、その辺はしっかりと担保していただきたいなどお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（吉田敏郎）

関連、前田さんちょっとお待ちください。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

ただいまの質問の関連の質問をさせていただきます。

事業内容のイメージなんですが、これは既に県のほうで取り入れられている「かながわPay」のような仕組みというようなイメージでしょうか。開成町で取り入れるこのキャッシュレス決済のポイントのアプリのようなものを作り、そこに決済会社を紐づけするような形でやるのか、それとも独自のポイントを付与するような仕組みでやるのかというところをちょっとお聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

井上議員の御質問にお答えします。

今想定しているのは、神奈川県のような、すみません、事業の名前が私今、神奈川県で今事業を実施しているそういうポイント還元というところではなく、電子決済を使ったところで自動的にそういう還元ができるような形で、今想定をしております。ですから、特別に新たにキャンペーンを組んだ形の中でという部分はあるんですけれども、そういう事業を展開する中ではアプリを特別に入れなきゃいけないとかそういう部分は今想定はしておりません。

○議長（吉田敏郎）

町独自の考えとしては、答弁をお願いします。

○産業振興課長（熊澤勝己）

町独自という形の中では、先ほど言いました契約、事業を行う企業を決めた中では事業の業者のほうとそちらのほうと調整をして、その辺のシステムの改修等をお願いした中で行いますので、町独自というところで何かということだと、一般的には普通の還元という形になりますので、独自性というのは還元率を30%にということで行っていきたいというふうに考えています。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

すみません、今の質問だと概要が把握できなかったのですが、加盟された店舗で、特定のキャッシュレス決済を使うことによって、開成町が負担する分のポイント分がそのキャッシュレス決済のほうで付与されていくということでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

キャッシュレス事業者の関係という形で、私どもも少し、財務課も一緒になってやっておりますのでお答えさせていただきます。

今回のポイント還元のシステムというところでございますけれども、まずは町内でそういったキャッシュレス事業をやっている事業者さん、いろんなブランドございますけれども、やはり一番普及しているというんですか、またそういったようなところで利用が見込まれるところについて、2社ほど選定させていただく。その店舗について、まず町内の事業者さんという形でまず特定をさせていただく。そこに御利用された消費者の方が、町のほうで最終的に今後決めていきますけれども、還元率であったり、そのキャンペーンという形の中で一定期間設けると、その中である程度期間であったりポイントの還元等が特定されて、その中で消費がその登録をされている店舗で、お買い物等はされた場合において、その一部について、例えば仮に30%か何%かについてポイントが付与されて、その後にもそれが使えるようになるという形のシステムでございますので、これは開成町独自というようなことで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

仕組みについては理解できました。

それで、導入までのスケジュールなんですが、既存のもう既にこの決済サービスを導入されている店舗だけでなく、導入されていない店舗さんについても積極的

に導入していただくことが、このキャンペーン期間終了後においても、各事業者さんの事業の発展に大いに貢献することではないかと思えます。

この事業期間の中で、どういうふうになんて新たな決済を導入する事業者さんを増やしていくのかという部分と、この期間についてなんです、これからあじさいまつり、開成町で一番地域経済が活性化する期間が始まるんですが、このあじさいまつりの期間に充て込むような形でこのキャッシュレス決済のポイントがつく期間というのを、スケジュール上間に合うのかどうかというところをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

今後のスケジュールだとか、いろんな対応だという形でお答えさせていただきたいと思えます。

まず、今回導入していくキャッシュレスに関しては、やはり事業者さん特定をして、その後開成町としての独自のキャンペーンをやっていくという形で言うと、システム上でのカスタマイズ、改修が必要になるという部分、そしてやはり御利用いただく方、消費者の方向けのやっぱりPRというもの、中にはなかなか慣れていないという方もいらっしゃると思いますので、そういったような説明会ですとかそういったことも開催する必要があるなと考えてございます。

そして、今加入されているブランドの中でも、町内で未加入の開拓というものも必要だと思っています。そういった部分での対応という形では、選定したブランド事業者さんに対応していただくものがございませうけれども、そこは商工振興会さんとかいろんな部分、関与した中でいろいろ対応を考えなければいけないと。

それぞれそういった対応等がございませうので、やはり準備、改修するまでの期間としてはおおよそ2か月程度かかってしまうのかなと。これはどうしても必要な期間がございませうので、そういった部分がございませう。

ですので、できればそういったあじさいまつりというのもあって、1つ可能ならばと思ったんですけども、なかなかそういった事情もございませうので、できるだけ消費の喚起という部分では早めにやりたいという形がございませうので、やはり庁内関係課とも調整しつつ、速やかに進めていきたいというふうに考えているところでございませう。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

先ほど、同僚議員お二方が御質問されました、あしがり郷瀬戸屋敷運営事業費について私のほうからも関連とした形で質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど課長がお話されていた御説明ですと、排水管の工事にかかるときに、役場の説明が足りなかった、指導が足りなかった、業者のほうは霜防止だけだと聞いたというような口頭のやり取りの中での状況説明があったかと思えます。そもそも論の部分で、工事を請け負って行うときに、排水管はどのようなものにするのかということをしかりと書面をもって行っておれば、今回このトータルで、管理の排水管の清掃業務委託料、またこの交流拠点の冷蔵庫・冷凍庫の修繕の工事費、そしてソフトクリームのサーバー修繕工事費、トータル130万を超える額というものを捻出しなくて済んだというようなことが、そもそも論という部分で私は考えるものでございますが、御説明の中で、そのように指摘をさせていただきたいと思えます。

その点、工事の根本のやり取りの状況がどうだったのか、その説明とともに、今後このようなことがないように、言った、言わないということではなくて、しっかりこういう事案があったときに、工事請負事業者にこういうふうに役場がしたと、ですからあなたが補償を出してくれというようなそういう形で、一つ一つの事業に当たっていただきたいという思いを込めまして、その点についての御説明を求めます。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

前田議員の御質問にお答えします。

先ほどの私の回答のほうが不足していたと思えますけれども、こちらの排水管の工事につきましては一部変更設計をしているという中で、打合せ簿がありました。そちらのほうの中での確認というものも、町のほうの指示したところというところは確認して、先ほど業者が言ったところの原因の部分につきましては、その打合せ簿の中で私のほうで確認は取れていますので、施工業者については町のそういう変更設計の打合せ簿どおり施工されたというところは確認が取れております。説明不足で申し訳ありませんでした。

そして、あと先ほど言いました原因に伴う補償等につきましては、やはり議員のおっしゃるとおり施工で、打合せ簿等で指示したとおりにされているのかどうかの確認を取った中で、それが施工的にその指示どおりではなかったというふうになれば、やはり施工業者のほうと補償という形になると思えますので、そちらについては工事の中で、打合せ簿等については細かく行って、打合せ簿という書面をちゃんと残した中で工事を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

ただいまの課長の御答弁ですと、指示書を取り交わしたと。その指示書は一体ど

うだったのかというところがやっぱり根本にあるかと思うんですね。それで今のお話ですと、今後やっていくうちに、指示どおりに業者がやっていない場合はそれについての補償というものが町側に支払われる可能性もあるというような理解でよいのかどうなのか、指示書がそこまで書かれていないので、それは望めないという形であるのか、その辺の、今の御答弁のお話ですと、その辺の内容の部分の部分が確かに私がちょっと理解しがたいような形ですので、再度その点につきまして御答弁願います。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

前田議員の御質問にお答えします。

まず1点、今回の排水管の工事につきましては、町のほうと業者と打合せをした中の打合せ簿というものを取り交わしております。町がこういう指示をした、それに対して業者が了解しましたとか、そういうような打合せ簿の中で、まず1回、今回冷蔵庫とソフトクリームサーバーがついている排水管につきましては、一部変更をしていると。その中の打合せ簿の記録が残っておりました。その中で、こういう変更をしてくれという中で話があって、その中の確認の中では、冷蔵庫を設置するということは当初から入っていましたけども、ソフトクリームサーバーを設置するというような想定というものはその打合せ簿の中にはありませんでした。ただ排水管を延ばしてほしいという形の中で、町のほうは業者のほうに指示をして、変更設計をされていたというふうになっております。

それで、先ほど言いました責任という形になりますと、やはり町が打合せ簿等変更設計で指示した内容と違う施工をした、またその排水管の施工での勾配がちゃんと取れていなかったというような施工的なミスがあれば、やはりそれは施工業者のほうに責任を負うべきものですので、そちらのほうに補償等で施工の修正及びそういう工事のほうをしていただくというのが一般的に工事のほうでもあり得ることなので、そういうところはちゃんと打合せ簿の中で、ちゃんとこういう指示をしたよと、またそれに対して施工業者が分かりましたというような中で進めます。

今回は、町の指示のとおり施工業者が施工したものですから、施工業者に対しての責任というものはないというふうに町は考えています。ですので、今回の修繕につきましては、施工業者というよりは町のほうで修繕を行うというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

今ちょっと問題になっているところでございますが、当然この資料が私のところに回ってきました。それで、私もすぐに現場に行って現地を見たんですね。その当

時の工事の打合せ簿、あと施工業者、そういうものを呼んで話を聞けという指示を  
しましたら、ただいま課長が言った内容の答えでした。保証はどうなっているのと  
聞きましたら、やはり1年間は保証するが、それ以降については保証できないとい  
う決めがありますので、やむを得ず今回ここに計上させていただいたということで  
ございます。

御理解よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

打合せ簿の件、今お話があった中で、打合せどおりでやっていたので、補償につ  
いては町が業者のほうに求めるものではないというふうに結論づけたというところ  
は分かりました。

その前段で、結露防止、霜防止という部分のことはそのお話等に出たけれども、  
ソフトクリームのものを流すというような話はその中では交わされなかったという  
ような話が、課長のほうからお話があったので、その分が足りてなかったためにこ  
のような費用の捻出になってしまったということで、私のほうは理解をさせていた  
だきました。

様々、町としてはイベントをこれから行っていくわけでございますので、細部に  
わたっても、その辺のしっかり詰めをした形で工事の方々と、また様々なそういう  
ことを行うときには指示書ですとか打合せ簿、詳細にわたって詰めていただいて、  
書類でしっかり残す形で、こういうことがあったときに施工業者にしっかりとこち  
らが、ここが足りてないんじゃないかというようなことを言えるように、またその  
ようなことがないように、詳細な詰めをもって様々な事業に当たることをお願いし  
て終わります。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員、9番、石田史行議員、御理解よろしいですか。

武井議員もよろしいでしょうか。

井上慎司議員もいいですか。

質問ですか。

1番、下山議員、どうぞ。

○1番（下山千津子）

1番、下山千津子でございます。

ページ、11ページの上段の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費で123  
万円が計上してございますが、御説明ですと自宅療養者に対する食料品の補助とい  
うことで御説明がありまして、大体内容を理解はするんですが、もう少し細かい説  
明、恐らく配食だと思んですが、開成町はコロナ感染者が多いでするのでその中で  
どんなふうな補助をされるのか、お聞きします。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、支援の内容でございますけれども、日常生活用品と食料品がございます。日常生活用品としましては、一般的にトイレットペーパーですとかティッシュペーパー、そういったもの。また、食料品につきましてはご飯ですとかレトルト商品、カップ麺、そういったようなものを支援させていただくものでございます。

また、こちらにつきましては、町のほうでも県と協定を結びまして、県のほうの配食サービスに登録をされている方について提供させていただくもの。また、県のほうが3日程度提供までかかってしまうということがございますので、それまでの間、それよりも前にお届けできるような形で支援をさせていただくと、そういったものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

1番、下山でございます。

今登録している方に補助を行っているという御説明がありましたが、何件ぐらい登録されている方がいらっしゃるのかお聞きします。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

今私のほうで申し上げた登録というのは県のほうの登録になりますけれども、私どものほうで県のほうで実際何件ほど開成町の方が登録されているかということは押さえてございません。ただ、この事業を行うに当たりましては、その県のほうの登録が必要になってきますので、町のほうに問合せがあった際に県のほうに登録がされているかという確認をさせていただいて、支援をさせていただいていると、そういう状況ですので県のほうでの登録者数についてはこちらのほうでは把握はしていません。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

自宅療養者にとって、そういった支援は大変助かると思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。

5 番、茅沼議員。

○5 番（茅沼隆文）

茅沼ですけど、ちょっと蛇足的にお聞きしたいんですが、今の答弁でしたらこの 1 2 3 万円という金額の根拠をお示してください。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

1 2 3 万円の根拠としましては、まずこちらのほう 3 月の 1 8 日から支援のほうを実際行っております。この補正を積算するに当たりまして、それまでの 3 月いっぱいの実績を基に積算をさせていただいて、こちらのほう世帯については 1 0 0 世帯、対象者を 3 0 0 人ということで見込んでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 2 6 号 令和 4 年度開成町一般会計補正予算（第 2 号）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。それでは採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を 1 0 時 1 0 分とします。

午前 9 時 5 7 分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午前 1 0 時 1 0 分

○議長（吉田敏郎）

日程第 5 議案第 2 7 号 訴えの提起についてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。土地売買契約の履行を求める訴えを提起したいので、議会の議決を求めます。

お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

それでは、訴えの提起について御説明させていただきます。

本件の土地売買契約は、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業における原価保証金相当の土地を先行取得する目的で始まりました。

地権者は平成30年度の希望調査から売却希望であり、現在も売却希望と認識しております。令和3年6月に売却の意思を確認し、調査等に着手するため、地権者及び家族にも確認し、着手に至りました。

ところが、令和3年11月に突如として、家族から土地は売りたいくないとの連絡を受け、家族との話し合いを進めましたが理解が得られず、令和4年2月に再度本人の意思を確認することといたしました。確認したところ、売却の意思であり、金額にも了解をいただき、契約書に署名をいただきました。

しかし、その後の事務は家族により阻止され、後日、役場で会う約束だったが守られていません。その後、再三連絡をいたしましたが、以降連絡が取れない状態となりました。

以上のことから、地権者の意向に合った事務を進めるため、土地売買契約書第4条第2項の履行の申立てを行い、裁定による所有権移転登記をするため、提起するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

この被告とされる御本人は、土地の契約と書類の提供を今現在も拒否されておるんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

お答えします。

所有者様におかれましては、売却意向というのは確認してございまして、御家族

の方が反対されていると。こちらのほうにつきましては、説明等もしたいということで連絡をしていますが、なかなかお出になっていただけない。また、会っていただく約束のときには、コロナ等に感染したというようなお話もいただき、お会いすることができなかったといったような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

ということは、拒否されていない地権者御本人を、町民を町は提訴するということですね。確認ですが。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

そうですね。形上はどうしてもそのような形になってしまうといったところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

11番議員、湯川でございます。

この件について、弁護士さんに相談とかその辺の話をちょっと詳しく、あれば聞かせてください。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

ただいまの質問にお答えします。

弁護士に相談をしたところ、やはり契約事項はお互いの意思によって成り立つといったところがございます。交渉経過等も十分に整っていると。また、契約書にもサインがある中では、この契約は有効と認められるだろうというような見解をいただいております。

なので、この契約に基づいて、そちらを履行していただくように訴えを起こしていけば、おのずと解決のほうに向かうのではないかというような御意見をいただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番議員、前田せつよでございます。

訴えの提起についてというこの議案は、大変に大変に重い議案であるということ、ここにいる皆様とともに共通の認識を深くさせていただきたいというものが第一でございます。その中で、先ほど同僚議員の質問に対しまして、拒否をされていない町民に対して、町長が訴えを提起するというこの議案について、町長自身がこの議案に対してどのような思いでここに上程されたのかという、切々たる思いをしっかりと伺っておきたいというふうに思うところでございますので、御答弁頂戴できればと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今回の議案提出に当たり、それまでに町の担当者が駅前通り線の区画整理について、熱心に仕事に取り組んでいる、またその過程の中で随時経過報告を受けております。この件についても、状況は全部把握をした中で、今回ベストとは私も思っていませんけども、これから区画整理を進めていく中でどうしてもこの問題を解決していかないと前に進まない。

そういう中でいろいろ弁護士さんとの相談の中で、やむを得ずこのような形で進むことは、私が町長として最後決断をしなければいけない部分であると思っています。過去、町が町民の皆さんをこういうふうな裁判にということはないようですので、それも争うために裁判を起こすということではなく、先ほど課長から説明があったと思いますけれども、権利のない方々が関わってきた中でなかなか思うように進んでいかない、当事者についてはきちんと合意を得ている。そういう人に裁判を起こすというのは本当に申し訳ない気持ちありますけれども、ベストではないけどベターな方法として、私は決断をさせていただいたというふうに御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

私も今町長の御答弁にあったように、決してベストではないということで、でき得れば避けたいというような案件ではなかろうかと思っております。ただし、駅前通り線をしっかりと、土地区画整理事業を町の長として行っていくにはやむを得ない決断でこの議案に上げていたという思いは今お話を伺いました。

また、この訴えの提起の議案が、今後またそれに続く土地取得、権利取得のこの

中で、駅前通り線の方々はやはり権利をお持ちの方が高齢であられて、やはり家族も核家族ではなくて、大勢の御家族様の方々も多くいらっしゃるのので、この辺また同様な案件が起こらないように、またこのようなことがあったときに、同じような案件だからまた議案に上げようとか、そういう安易な形で、同じ案件だから議案に上げるというような行動は取るおつもりはないということで、町長に対して、その辺もう一重、御答弁頂戴したいというふうに思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今前田議員が言われたとおりです。本当安易に議案を提出したつもりも、今回もありませんし、職員が一生懸命交渉して頑張った中で、なかなか権利のない人たちが口を出してきた中で思うように進んでいかないというのが現実的な問題、壁として私は認識しています。これからもこのようなことがあったら簡単に議案を出すというふうな思いは全く持っておりませんので、なんとかこれをきっかけにいいほうの解決に持っていきたいという思いの中で議案を提出させておりますし、今後そういう思いの中で、きちんと地権者の対応をしながら、納得しながら土地の取得をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

町長は苦渋の決断によりましてこの議案を、本随時会議に、この場に出されたということで御理解をいたしました。

○議長（吉田敏郎）

ほかに。

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

先ほど町長から御説明がありましたが、町長もマニフェストに駅前通り線を最重要課題として取り上げて取り組んでいられると思いますが、先ほど職員が丁寧に説明していたにもかかわらずこういう結果になったと。そういうお話ですが、町長自ら、この案件に対して地権者に心を砕いて接するようなお気持ちはありますか、ちょっとお聞きします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

私が直接地権者と交渉することはないです。きちんと担当者がそれなりに交渉はして、手続も踏んで、かつ報告もきちんと受けながら、そのたびに相談をしながら、

副町長も含め指示を出しながら進めておりますし、これからもそういうふうな方法で進んでいきます。

また、職員が区画整理をきちんと履行できるように、今回は県のほうからその専門の職員を派遣していただいた。町長の仕事としては、環境をきちんと整えて、区画整理を職員がうまく進めるように環境を整えることもすごく大事なことだと思っておりますので、そのように考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

1番、下山でございます。

今町長が説明されたのも非常に理解はできるわけですが、こういうふうに訴えてまでも事を進めなければならないというのは非常によくないというか、残念なことだと思うんですね。ですので、やはり町の長として、どうしても駅前通りをやらなくちゃいけないんだと、そういう強い町長の思いを当事者にぶつけて、理解を得るといふそういうお気持ちはあられないでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今後もそうですけど、これからも直接私が地権者と顔を合わせて、そのような交渉をすることはしません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

1番、下山でございます。

何回もお聞きしますが、やはり町のトップとしてこれだけ重要な案件ですので、ぜひ町長のハートで、ぜひ地権者に理解をしていただきたいという努力をしていたらと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

今下山議員がおっしゃったことはよく分かるんですが、町長が行って解決するんだったら職員は要らないんです。私が行っても解決できない、町長が行っても解決できないというのはあるんですね。これはもうやむを得ない事情ですので、その辺を御察しいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

4回目になりますけど、じゃあ許します。どうぞ。

1 番、下山議員。

○1 番（下山千津子）

1 番、下山です。

職員の誠意も多分町民には理解されていると思うんですが、町のトップが来られたとなると、またニュアンスが違うんじゃないかと思うんですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

下山議員、町長も副町長もそういう形で答弁はしていますので、もう一度聞きたいですか。

○1 番（下山千津子）

はい。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

答えているつもりですけども、私が直接行って交渉することはありません。しません、ということです。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

武井議員、賛成・反対どちらでしょうか。

○3 番（武井正広）

反対です。

○議長（吉田敏郎）

分かりました。それでは、3 番、武井議員、どうぞ。

○3 番（武井正広）

私は反対の立場で討論させていただきます。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業は、開成町の未来にとって最も重要な事業であると考えております。昨年、令和3年度からスタートしたばかりで、まだこれから10年近くかかる大事業です。多くの町民の皆さんに御理解・御協力いただきながら進めなければなりません。そして、区画整理予定地内には72名もの地権者がおります。

今回、町の対応はまだスタートしたばかりの状況において、売却意向がある、そして契約を済ませた町民を被告にして訴える、個別の事情があるにしても果たしてどうなんでしょうか。

この事業、まずは区画整理地域内に公有地を確保するための土地の先行取得をす

ると聞いております。例えば、今回その方とは少し冷却期間を置き、ほかの地権者の方から先行取得を進めていくなどということはできないのでしょうか。スタートしたばかりです。今後、70名近くの地権者の皆さんはこのことをどう思うのでしょうか。そして、町民の皆さんはどう考えるのでしょうか。何かあれば、町はすぐにこのような態度に出てくるのか。少なくとも、このタイミングはあり得ません。私は、町のこの姿勢を受け入れることはできません。ここにいる皆さん、自分の身に置き換えてみてください。そして、地権者の立場になってみてください。いかがでしょうか。私の反対討論は以上です。

○議長（吉田敏郎）

以上で、3番、武井正広議員の反対討論を終了します。

ほかに討論のある方、いらっしゃいますか。

11番、湯川議員、どうぞ。

○11番（湯川洋治）

湯川です。議案第27号 訴えの提起についての賛成討論を行います。

令和4年開成町議会3月定例会議において、長年の懸案であった駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を含む予算が、全員賛成により承認しました。この事業の完成までは、相当な時間を要すると思われまます。事業の内容から、町民の財産に関する大変ナイーブな問題だと捉えています。2月に問題が発生し、担当者の方は大変御苦労されたと思います。今後とも慎重に、丁寧な説明を行いつつ、事業を進めていただきたい。弁護士からも、効果的なアドバイスも得ており、この事業を立ち上げていくために、私はこれらのことから賛成討論といたします。以上です。

○議長（吉田敏郎）

以上で、11番、湯川洋治議員の賛成討論を終了します。

ほかに討論のある方、いらっしゃいますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、それでは採決を行います。

議案第27号 訴えの提起について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですか。よろしいですか。それでは採決を締め切ります。

（賛成多数）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成多数によって可決しました。

以上をもちまして、本4月第2回随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これにて散会をいたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午前10時28分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員